

○住居手当に関する規則

〔 昭和46年12月1日  
規則第3号 〕

改正 昭和58年4月1日 規則第4号 平成11年4月1日 規則第1号  
平成18年3月27日 規則第2号

(趣旨)

**第1条** この規則は、名寄地区衛生施設事務組合職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和39年条例第5号）。以下「条例」という。）に基づき、住居手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

**第2条** 次に掲げる職員は、住居手当の支給対象から除外するものとする。

父母又は配偶者の父母が住居している住宅の一部を借り受けて、これに居住している職員。

(届出)

**第3条** 新たに住居手当の支給対象者たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別紙第1号様式の住居届により、その住居の実績をすみやかに管理者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

(確認及び決定)

**第4条** 管理者は、職員から前条の規定による届け出があったときは、その届け出に係る事実を確認し、その者が住居手当の支給対象者たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、または改定しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による確認をするにあたっては、必要に応じ、契約書、家賃の領収書その他届け出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

3 管理者は、第1項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別紙第2号様式の住居手当確定簿に記載するものとする。

(他の規則の準用規定)

**第5条** この規則の施行に関し必要な事項については、名寄市職員の住居手当に関する規則（平成18年名寄市規則第46号）を準用する。

**附 則** (昭和46年12月1日 規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし条例で準用する職員の給与に関する条例（昭和29年名寄市条例第11号）第9条の2第1項第1号の職員については、昭和46年4月1日から、同条同項第2号の職員については昭和46年5月1日から適用する。

**附 則** (昭和58年4月1日 規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

**附 則** (平成11年4月1日 規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

**附 則** (平成18年3月27日 規則第2号)

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

別紙 (第3条関係)

第1号様式

住居届出 年 月 日提出

任命権者	所属名			おもな届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 家賃の額の改定 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更 (契約の更新を含む) 上記事実の発生日 年 月 日
	職名	氏名	印	
住居手当に関する規則第3条の規定に基づき住居の実情を届け出ます。(契約書の写し等 通添付)				
住宅の所在地				
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 借家	<input type="checkbox"/> 借間	<input type="checkbox"/> まかない付下宿	住宅の契約面積 m <sup>2</sup>
住宅の所有者	続柄( )		住所	
住宅の貸主	続柄( )		住所	
住宅の名義上の借主	続柄( )		(借主が職員でない場合)	借主が職員の扶養親族で <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
家賃等	月額 円 ( 年 月 日から )			
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで			

入居日	年	月	日										
※上記家賃等には <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に、電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に、食費等が含まれている。(まかない付下宿)													
上記のとおり確認する。 規則第4条に規定する家賃に相当する額は、月額 円であると算定する。													
職		年	月	日	職	係	長	課	長	係	長	合	議
職					決	裁	欄						
備考													
記入上の注意 1 「おもな届出の理由」欄には、住居届のおもな理由の一つについて○印を付するものとする。 2 「住宅の種類」欄には、借家、借間、まかない下宿のいずれかに○印を付するものとする。 3 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費、店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものにかかる借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分にかかる家賃等は含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガスもしくは水道の料金が含まれている場合(例 光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例 まかない付下宿)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿又はまかない付下宿代)を記入して差し支えない。 なお、この場合には※印欄に○印を付けるものとする。													

住居証明書

借主住所	借主氏名		
住宅の区分	住宅の面積		m <sup>2</sup>
借家	間借	下宿	
契約期間	自 年 月 日	至 年 月 日	
入居年月日	年 月 日		
1ヶ月の家賃の額 円			
備考			
上記のとおり相違ないことを証明する。			
年 月 日			
家主の住所			
氏 名 ㊟			

領 収 書

一金 円也

ただし、公住、貸家、貸間、下宿代の代金  
月分として。

上記の金額正に領収いたしました。

年 月 日

殿

住所

家主

氏名

㊟

注1 この証明書は、住宅の賃貸借についてその契約を書面で取り交わしていないため、契約書を提示できない場合に使用して下さい。

2 「住宅の区分」欄は、当該事項を○で囲むこと。

別紙 (第4条関係)

第2号様式 住居手当確定簿

所属	氏名		提出年月日	受理年月日	法定家賃額	支給の始期等	住居手の月額	名寄市職員の給与に関する条例第12条及び同条に基づく住居手当に関する規則の規定に準じ左記のとおり決定(改定)する。
	届出の事由	内容						
発生年月日(定改年月日)	年月日からまで		年月日	年月日		年月日からまで	円	職氏名 ㊟
年月日からまで		年月日	年月日	年月日		年月日からまで	円	職氏名 ㊟
年月日からまで		年月日	年月日	年月日		年月日からまで	円	職氏名 ㊟
年月日からまで		年月日	年月日	年月日		年月日からまで	円	職氏名 ㊟
年月日からまで		年月日	年月日	年月日		年月日からまで	円	職氏名 ㊟
備考								

